コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Mitsubishi Electric Corporation

最終更新日:2015年4月1日
三菱電機株式会社
執行役社長　柵山 正樹
問合せ先:広報部 電話 03-3218-2332
証券コード:6503
www.MitsubishiElectric.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、委員会設置会社として、経営の機動性、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指しています。顧客、株主を始めとするステークホルダーの皆さまの期待により的確に応えうる体制を構築し、更なる企業価値の向上を図ることを基本方針としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	164,681,000	7.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	105,952,527	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	99,436,000	4.63
明治安田生命保険相互会社	81,862,190	3.81
日本生命保険相互会社	67,039,748	3.12
三菱電機グループ社員持株会	46,799,402	2.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,822,371	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	32,708,000	1.52
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　エスエーエヌブイ　10	31,114,500	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	30,087,944	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・当社の連結子会社172社のうち、株式会社弘電社(東京証券取引所第二部上場)が上場子会社であります。
・上場子会社に対しては、業務執行にあたり、証券取引所の規則に従い、適切な情報管理を行い、透明性の高い経営を行うよう指導しています。
・当社の子会社各社においては、三菱電機グループの基本方針に則り、独自の経営方針を定め、自主的に業務執行を行っています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木　幹夫	他の会社の出身者								△			
三木　繁光	他の会社の出身者								△			
牧野　藤厚	公認会計士											○
藪中　三十二	その他											○
大林　宏	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
佐々木　幹夫				○	三菱商事(株)の相談役であり、三菱自動車工業(株)の社外取締役等を兼任しています。 同氏の兼任先である三菱商事(株)、三菱自動車工業(株)、(株)三菱総合研究所とは取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	・商社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 ・同氏が相談役に就任している三菱商事(株)と当社の間には取引等の関係がありますが、特別の関係はありません。また、東京証券取引所が定める上場規程第４１２条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
					(株)三菱東京UFJ銀行の特別顧問であ	・銀行の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、

三木　繁光				○	り、三菱倉庫(株)の社外取締役等 を兼任しています。 同氏の兼任先である(株)三菱東京UFJ銀行、三菱倉庫(株)と は取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 ・同氏が特別顧問に就任している(株)三菱東京UFJ銀行と当社の間には取引関係がありますが、特別の関係はありません。また、東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
牧野　藤厚				○	牧野公認会計士・税理士事務所の所長であります。	・公認会計士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 ・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
薮中　三十二				○	(株)野村総合研究所の顧問であり、川崎汽船(株)の社外取締役等を兼任しています。 同氏の兼任先である(株)小松製作所、高砂熱学工業(株)とは取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	・国際情勢の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 ・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。
大林　宏				○	大林法律事務所の弁護士であり、大和証券(株)の社外監査役等を兼任しています。 同氏の兼任先である大和証券(株)、新日鐵住金(株)とは、 取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	・検事・弁護士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。 ・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	5	2	2	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数	23名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
柵山 正樹	あり	あり	×	×	なし
大久保 秀之	あり	なし	×	×	なし
大橋 豊	あり	なし	×	×	なし
橋本 法知	なし	あり	○	×	なし
中谷 義昭	なし	なし	×	×	なし
市毛 正行	なし	なし	×	×	なし
井口 功	なし	なし	×	×	なし
大隈 信幸	なし	あり	○	○	なし
松山 彰宏	なし	あり	×	○	なし
坂本 隆	なし	なし	×	×	なし
菊池 高弘	なし	なし	×	×	なし
近藤 賢二	なし	なし	×	×	なし
阿部 信行	なし	なし	×	×	なし

高宮 勝也	なし	なし	×	×	なし
久木田 崇彰	なし	なし	×	×	なし
杉山 武史	なし	なし	×	×	なし
諸岡 暢志	なし	なし	×	×	なし
伊藤 泰之	なし	なし	×	×	なし
永友 秀明	なし	なし	×	×	なし
眞田 享	なし	なし	×	×	なし
西村 隆司	なし	なし	×	×	なし
伏見 信也	なし	なし	×	×	なし
漆間 啓	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置しています。なお、人事部長は、当該使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議します。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査委員会は、内部監査人より監査担当執行役経由で監査報告書の提出を受けるとともに、方針打合せや定期的な報告会等を通じて意見交換を実施しています。また、会計監査人と、監査の方針・方法について打合せを行うとともに、実施状況、監査結果につき説明・報告を受け、意見交換を実施しています。
・内部統制部門は、内部統制体制、規程等の整備・運営状況等の点検を実施し、内部監査人がモニタリングしています。また、モニタリングの結果
は、監査担当執行役経由で監査委員会に報告しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

・業績向上へのインセンティブを重視し、執行役に業績連動型報酬制度を導入しています。
・業績連動報酬は、連結業績及び執行役の担当事業の業績を勘案して定めることとしています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しています。
また、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部執行役の報酬の個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方	

針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、以下の方針を決定しています。
・取締役が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。退任時に退任慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。
・執行役が受ける報酬については、業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と業績連動報酬とを支給する。一定金額報酬については、執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。業績連動報酬については、連結業績及び執行役の担当事業の業績を勘案して定めることとする。退任時に退任慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。また、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、ストックオプションを付与することがある。

【社外取締役のサポート体制】

・取締役会及び各委員会について、それぞれ事務局を設置し、社外取締役を補佐しています。なお、監査委員会には、専属の独立したスタッフを配置し、監査委員を補佐しています。
・取締役会の開催に際し、社外取締役には資料を事前配付するとともに、必要に応じて事前説明を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【業務執行、監査・監督の方法についての概要】
・当社は、2003年6月に委員会等設置会社（現 委員会設置会社）へ移行し、経営機構の改革を行いました。これにより、経営における業務執行と監督の分離を行い、経営の業務執行機能は執行役が、経営の監督機能は取締役会が担う体制としました。
・業務執行については、各執行役が、自己の分掌範囲について、責任を持って実施しており、このうち、重要事項については、全執行役をもって構成される執行役会議において、審議及び決定を行っています。
・監査・監督については、内部監査人が、コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保の観点より内部監査を実施し、監査担当執行役に対し、監査状況の報告を行っています。また、監査委員会は、会計監査人及び監査担当執行役と、定期的な報告会等を通じて、監査の方針・方法、実施状況及び結果等を協議しています。
・監査委員会は、5名の取締役で構成され（うち3名は社外取締役）、委員会の定めた方針・役割分担に従い、調査担当監査委員が中心となって取締役・執行役の職務執行の監査や子会社に対する調査を実施しています。

【各委員会】
・取締役会の内部機関として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しています。
・各人の有する経験、専門性を勘案の上、取締役会にて選定しています。
・各委員会は、それぞれ5名の取締役（うち3名は社外取締役）により構成しています。
・2014年度においては、指名委員会を3回、監査委員会を7回、報酬委員会を3回開催しました。

【取締役候補者の選定に関する方針】
・執行役を兼務する取締役は、社長及び取締役会の審議事項に密接に関連する機能（経営企画、経理財務、総務人事）を担う執行役の中から選任しています。
・執行役を兼務しない社内取締役は、当社執行役経験者、関係会社の社長又は同等の役員経験者の中から、当社経営の監督者として相応しい人物を選任しています。
・社外取締役は、会社経営の経験者、各分野の専門家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者として相応しい人物を選任しています。

【報酬内容の決定に関する方針】
・取締役が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額としています。退任時に退任慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとしています。
・執行役が受ける報酬については、業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と業績連動報酬とを支給しています。一定金額報酬については執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額としています。業績連動報酬については連結業績及び執行役の担当事業
の業績を勘案して定めることとしています。退任時に退任慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとしています。
また、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、ストックオプションを付与することがあります。

【会計監査の状況】
・当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しています。
・当社の会計監査業務を執行した指定有限責任社員は金子寛人公認会計士、田中賢二公認会計士及び永峯輝一公認会計士であります。
・会計監査業務の執行に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士等により適切な人員で構成されています。
・当社は、同監査法人に対し、適正な経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しています。

【責任限定契約の内容の概要】
・当社と社外取締役全員との間で、「会社法」第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

【委員会設置会社形態を採用している理由】
・経営の機動性（より適切・迅速な意思決定）、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指すため、委員会
設置会社形態を採用しています。
・顧客、株主、取引先、従業員、投資家等のステークホルダーの皆さまの期待により的確に応えうる体制を構築・整備し、更なる企業価値の向上を図ります。

【社外取締役の役割・機能】
・社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しています。
・当社経営の監督という役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある方を選任しています。
・客観的な視点から、当社経営に対する有益な発言を行うなど、経営のチェック機能を高め、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	●法定期日より1週間前倒しで発送します。
電磁的方法による議決権の行使	●2002年6月開催の株主総会より、議決権行使の電子化を実施しています。●2007年6月開催の株主総会より、携帯電話による議決権行使が可能となりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	●2006年6月開催の株主総会より、機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用が可能となりました。
招集通知（要約）の英文での提供	●株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式の英訳版を作成し、東京証券取引所へ提出しております。●当社及び東京証券取引所のホームページ並びに議決権電子行使プラットフォームに掲載し、株主の閲覧に供しています。
その他	●株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式を事前にホームページに掲載しています。●株主総会において、ビジュアルプレゼンテーションを実施しています。●株主総会終了後、製品展示会を開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIR活動は、ホームページの充実で対応しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による経営戦略説明会（1回／年）、研究開発成果披露会（1回／年）、経理財 務担当執行役による決算説明会（4回／年）を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及び経理財務担当執行役が、主要海外機関投資家向けに個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時適切な情報開示の観点から、経営・事業・決算情報、環境・社会活動等を掲載しています。 IR資料のホームページURL http://www.MitsubishiElectric.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部IRグループを設置しています。	
その他	事業戦略説明会、工場見学会を随時実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	三菱電機グループ『企業理念』と『7つの行動指針』 当社は、『企業理念』と『7つの行動指針』に基づき、ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組みを実施しております。 『企業理念』 三菱電機グループは、技術、サービス、創造力の向上を図り、活力とゆとりある社会の実現に貢献する。 『7つの行動指針』 ・「信頼」：社会・顧客・株主・社員・取引先等との高い信頼関係を確立する。 ・「品質」：最良の製品・サービス、最高の品質の提供を目指す。 ・「技術」：研究開発・技術革新を推進し、新しいマーケットを開拓する。 ・「貢献」：グローバル企業として、地域、社会の発展に貢献する。 ・「遵法」：全ての企業行動において規範を遵守する。 ・「環境」：自然を尊び、環境の保全と向上に努める。 ・「発展」：適正な利益を確保し、企業発展の基盤を構築する。
	三菱電機グループでは、CSRの取り組みを企業経営の基本を成すものと位置付け、「企業理念」及び「7つの行動指針」をCSRの基本方針として推進しています。特に倫理・遵法に関する取り組みについては、教育の充実や内部統制の強化など、グループを挙げて対策を徹底しており、品質の確保・向上、環境保全活動、社会貢献活動、ステークホルダーの皆さまとのコミュ

環境保全活動、CSR活動等の実施	ニケーションなどについても、積極的な取り組みを展開しています。 例えば、環境保全活動については、3年ごとに「環境計画」を策定し、三菱電機グループとしての自主行動目標を定めて環境経営を推進しています。これに加え2007年10月に当社の100周年である2021年を目標年とする「環境ビジョン2021」を策定しました。これは、持続可能な社会の実現のため、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを示すものです。「環境ビジョン2021」の実現に向けて、製品使用時におけるCO_2（二酸化炭素）排出量の30%削減（2000年度比）、生産時におけるCO_2排出総量の30%削減（1990年度比）や、製 品の3R（リデュース、リユース、リサイクル）、工場のゼロエミッションなどを推進しています。 社会貢献活動については、マッチングギフト制度「三菱電機ソシオルーツ基金」による障害者支援をはじめとする社会福祉活動、各事業所のボランティア活動が定着しています。海外においても、米国三菱電機財団及びタイ三菱電機財団を中心に、障害者自立支援、奨学金支給など、積極的に活動を展開しています。 女性の活用促進については、当社では2005年度から「次世代育成支援対策法」に従い一般事業主行動計画を策定し、社員全員が働きやすい環境づくりに向け計画的に取り組んでいます。2007年4月と2012年5月には、同法に定めた基準を満たしたことにより、「子育てサポー ト企業」として、厚生労働大臣の認定を受けています。また、2012年4月から、育児休業・職場復帰に関連する制度・情報を積極的に周知・提供する体制を整備し、育児・介護と仕事の両立に役立つ関連情報を掲載したポータルサイの運営や管理職・新入社員に対する意識啓発な ど、女性社員が個人生活の充実と自らのキャリア形成を追求することができる職場環境づくりに努めています。 こうしたCSRの取り組みの状況について、ウェブサイトで報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令を遵守し、会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢としています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】
・経営監督機能の長である取締役会長と、最高経営責任者である執行役社長を分離しています。
・取締役会長、執行役社長とも、指名・報酬委員会のメンバーとはしていません。経営の監督と執行を明確に分離することにより、当社のコーポレート・ガバナンスをより実効性あるものとしています。
・コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行っており、その運営状況は、内部監査人が監査を行っています。
・内部監査人は、監査担当執行役に対し、監査状況の報告を行っています。また、監査担当執行役及び会計監査人は、監査委員会に対し、監査状況の報告を行っています。

【内部統制システムに関する整備状況】
・執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内規程を定めています。
・執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を定めています。
・損失の危険の管理に関する体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築しています。また、重要事項については、執行役会議で審議を行っています。
・経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行っています。また、その運営状況は、内部監査人が監査を行っています。
・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、以下の体制を定めています。また、その運営状況は、内部監査人が監査を行っています。
（1）倫理・遵法に関する社内規程及び行動規範の制定
（2）内部通報制度の実施
・各執行役は自己の分掌範囲における子会社を管理しています。加えて、三菱電機グループにおける業務の適正を確保するため、以下の体制を定めています。
（1）三菱電機グループ共通の倫理・遵法に関する行動規範の制定
（2）横断的に三菱電機グループ会社の管理を行う専門の組織の設置
（3）内部監査人による子会社の監査の定期的な実施

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
三菱電機グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としています。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
反社会的勢力の対応統括部門及び不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しています。また、反社会的勢力への対応マニュアルを整備し、社内研修を実施しています。
三菱電機グループは、引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。
一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の適時開示に係る基本姿勢】
・当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報の適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、従来から取り組んでおります。
・役員及び従業員によるインサイダー取引の未然防止を図るとともに、情報管理の徹底と適時適切な開示を行うことを目的とした社内規則「インサ
イダー情報管理規則」を制定し、金融商品取引法及びその他関係法規を遵守すべく努めております。

【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】
当社は、広報部を情報取扱責任部門（広報部長を情報取扱責任者）とし、上記「インサイダー情報管理規則」及び「広報取扱規程」に基づき、以下の体制により会社情報の適時適切な開示を行っております。
（1）会社情報の集約及び適時開示の判定
・当社の各事業部門・管理部門及び主要な子会社における重要な会社情報は、直ちに広報部に報告されます。当該情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かについては、広報部が、全社的見地から会社情報の開示の検討を行う企業情報委員会に確認の上、判定します。該当する場合は、内部情報管理を徹底します。
（2）会社情報の適時開示
・当該開示情報を所管する執行役は、広報部に開示の伺い出を行い、広報部は、適時開示を行います。
・執行役会議又は取締役会決議を要する事項については、審議・承認後速やかに適時開示を行います。

＜コーポレート・ガバナンス体制＞

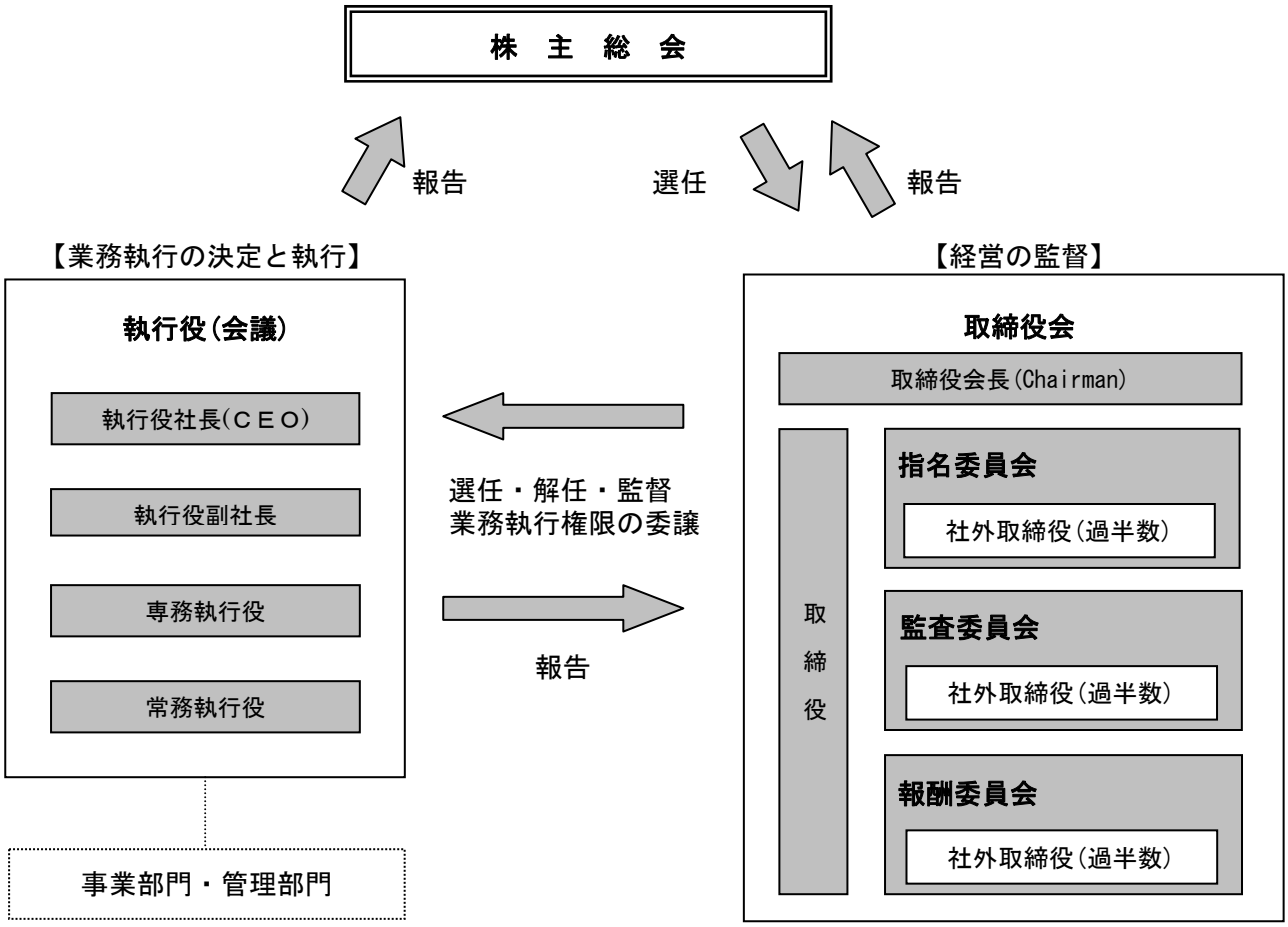
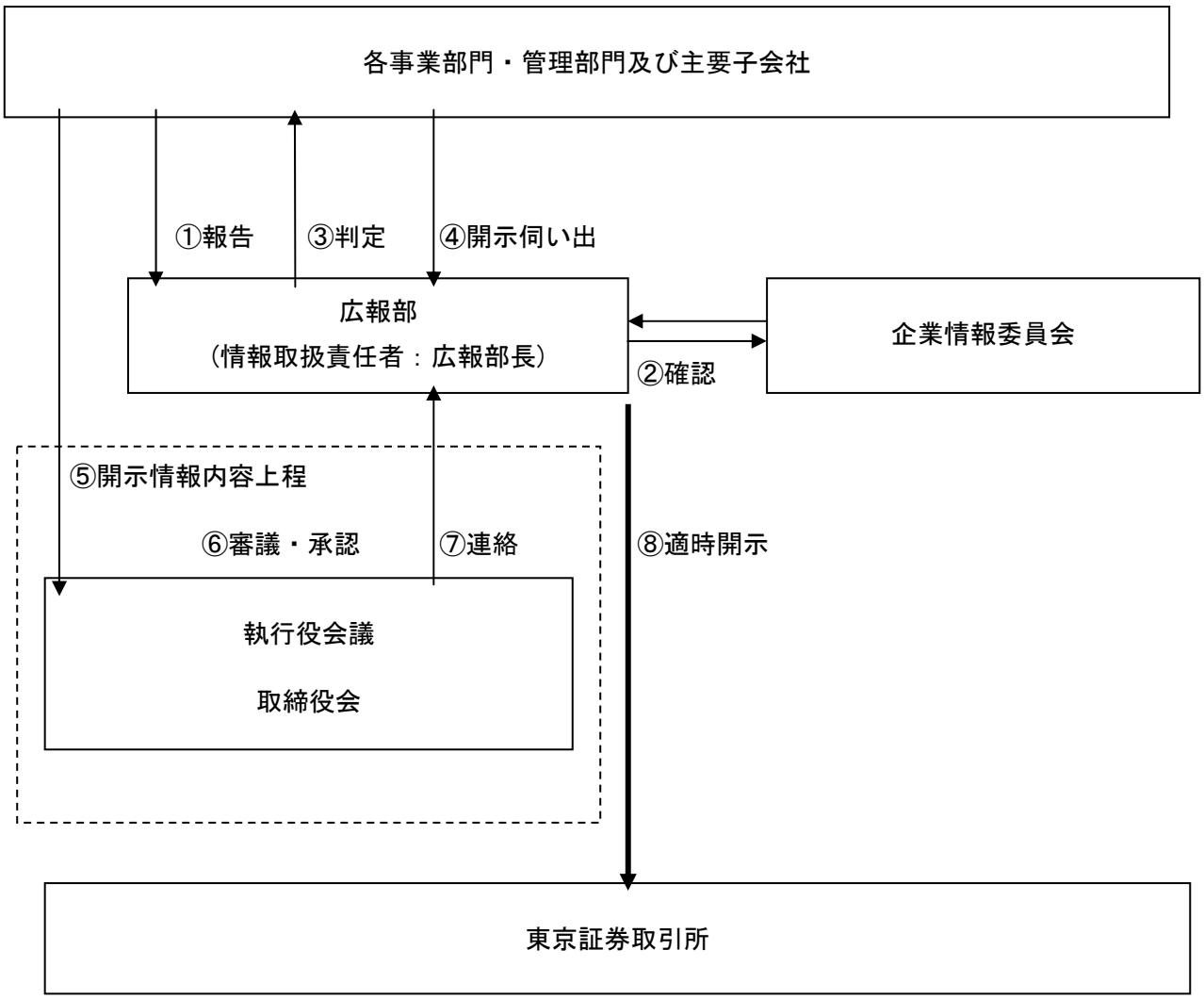
＜適時開示に係る社内体制の概要図＞